

JIS

大学・高等専門学校コード

JIS X 0408 : 2020

令和 2 年 3 月 23 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊藤 智	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
(委員)	青木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	小高 久義	総務省行政管理局
	岩田 秀行	日本電信電話株式会社
	榎本 義彦	日本アイ・ビー・エム株式会社
	山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	橋本 崇	日本銀行金融研究所
	神保 光子	日本電気株式会社
	菅野 育子	愛知淑徳大学
	仲谷 文雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	足立 朋子	株式会社東芝
	西山 茂	新潟国際情報大学
	山口 修治	総務省国際戦略局
	三宅 滋	株式会社日立製作所
	中川 梓	一般財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 49.3.1 改正：令和 2.3.23

官 報 掲 載 日：令和 2.3.23

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会（部会長 大崎 博之）

審議専門委員会：情報技術専門委員会（委員長 伊藤 智）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

JIS X 0408:2020 大学・高等専門学校コード変更通知 [No.1]
 (令和2年3月23日改正のものに追加)

○名称変更

コード	設置区分	学校種別	学校名	変更年月日	備考(旧学校名)
1085	公立	大学(大学院大学含む)	東京都立大学	令和2年4月1日	首都大学東京
1091	公立	大学(大学院大学含む)	東京都立産業技術大学院大学	令和2年4月1日	産業技術大学院大学
2378	私立	大学(大学院大学含む)	京都芸術大学	令和2年4月1日	京都造形芸術大学

○廃止

コード	設置区分	学校種別	学校名	廃止年月日	備考
5331	私立	短期大学	奈良学園大学奈良文化女子短期大学部	令和元年9月6日	
5551	私立	短期大学	愛知きわみ看護短期大学	令和元年9月6日	

○新設

コード	設置区分	学校種別	学校名	開設年月日	備考
1113	公立	大学(大学院大学含む)	静岡県立農林環境専門職大学	令和2年4月1日	
4081	公立	短期大学	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部	令和2年4月1日	
2651	私立	大学(大学院大学含む)	湘南鎌倉医療大学	令和2年4月1日	
2652	私立	大学(大学院大学含む)	名古屋柳城女子大学	令和2年4月1日	
2653	私立	大学(大学院大学含む)	東京国際工科専門職大学	令和2年4月1日	
2654	私立	大学(大学院大学含む)	びわこリハビリテーション専門職大学	令和2年4月1日	
2655	私立	大学(大学院大学含む)	高知学園大学	令和2年4月1日	
2656	私立	大学(大学院大学含む)	東京保健医療専門職大学	令和2年4月1日	
2657	私立	大学(大学院大学含む)	情報経営イノベーション専門職大学	令和2年4月1日	
2658	私立	大学(大学院大学含む)	開志専門職大学	令和2年4月1日	
2659	私立	大学(大学院大学含む)	岡山医療専門職大学	令和2年4月1日	

2020.3 日本規格協会 発行

白 紙

目 次

	ページ
1 適用範囲.....	1
2 用語及び定義.....	1
3 コード.....	1
解 説.....	34
索 引.....	60

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 0408:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

大学・高等専門学校コード

Identification code for universities and colleges

1 適用範囲

この規格は、データ処理機械（以下、機械という。）を用いて機械と機械、機械と人との間で情報を交換する場合の大学・高等専門学校コード（以下、コードという。）について規定する。

2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

2.1

大学・高等専門学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校。

なお、大学は同法第83条の2に規定する専門職大学，第108条に規定する短期大学及び専門職短期大学を含む。

3 コード

コードは4桁のアラビア数字で表示し、次のとおりとする。

大 学			
	国立大学	0007	北見工業大学 きたみこうぎょうだいがく
		0008	弘前大学 ひろさきだいがく
		0009	岩手大学 いわてだいがく
0001	北海道大学 ほっかいどうだいがく	0010	東北大学 とうほくだいがく
0002	北海道教育大学 ほっかいどうきょういくだいがく	0011	宮城教育大学 みやぎきょういくだいがく
0003	室蘭工業大学 むろらんこうぎょうだいがく	0012	秋田大学 あきただいがく
0004	小樽商科大学 おたるしょうかだいがく	0013	山形大学 やまがただいがく
0005	帯広畜産大学 おびひろちくさんだいがく	0014	福島大学 ふくしまだいがく
0006	旭川医科大学 あさひかわいかだいがく	0015	茨城大学 いばらきだいがく
		0016	筑波大学 つくばだいがく
		0017	宇都宮大学 うつのみやだいがく
		0018	群馬大学 ぐんまだいがく